

税務キャッチ・アップ

相続法(改正民法)関係

改正された自筆証書遺言の方式緩和

1はじめに

平成30年7月6日、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律(平成30年法律第72号)が成立した(同年7月13日公布)。

民法のうち相続法の分野については、昭和55年以来、実質的に大きな見直しはされてこなかったが、その間にも、社会の高齢化が更に進展し、相続開始時における配偶者の年齢も相対的に高齢化しているため、その保護の必要性が高まっていた。

今回の相続法の見直しは、このような社会経済情勢の変化に対応するものであり、残された配偶者の生活に配慮する等の観点から、配偶者の居住の権利を保護するための方策等が盛り込まれている。このほかにも、遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争を防止する等の観点から、自筆証書遺言の方式を緩和するなど、多岐にわたる改正項目が盛り込まれている。

本稿では、他の改正項目に先がけて施行された自筆証書遺言の方式緩和について、説明する。

2自筆証書遺言の方式緩和(民法968条)

自筆証書遺言の方式を緩和する方策の施行日は、平成31年1月13日であり、改正の内容及び改正民法の条文は、以下のとおりである。

全文の自書を要求していた従前の自筆証書遺言方式を緩和し、自筆証書遺言に添付する財産目

録については、自書でなくてもよいものとする。ただし、財産目録の各頁に署名押印することを要する。

民法第968条(自筆証書遺言)

1 自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産(第997条第1項に規定する場合における同項に規定する権利を含む。)の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。この場合において、遺言者は、その目録の毎葉(自書によらない記載がその両面にある場合にあっては、その両面)に署名し、印を押さなければならない。

3 自筆証書(前項の目録を含む。)中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない。

(注)下線が改正部分

産目録等も含め、すべて自書することが求められていた。改正により、本文を自書することに変わりはないが、本文以外の財産目録をパソコンで作成することが可能になった。さらに、通帳および不動産の登記事項証明書の写しなどを財産目録として添付することが認められている。なお、財産目録には偽造を防止するために、表面、裏面ともに署名押印をしなければならない。

財産が多数ある場合は、財産目録を含めた全文の自書には相当の負担があったが、財産目録をパソコンで作成できるため、財産目録の加筆・訂正が容易に行えることになる。また、遺言を書き換える場合、財産目録に変更がなければ、本文のみを変更すればよいことになる。

4 実務への影響

パソコンで財産目録を作成することが可能になったため、財産目録の作成をする事案が増加するものと考えられる。実務上の留意点としては、通帳および不動産の登記事項証明書等の財産の基礎資料から財産目録を正確に作成するのはもちろんのこと、合わせて遺言者の自書した本文の内容も必ず確認し、遺言書の法的有効性と遺言者の意思が正確に反映された内容であるかを確認する必要があろう。

(右山研究グループ
税理士 出岡 伸和)

3 遺言書作成実務の変更点

改正前の自筆証書遺言は、財